

## 第6回景観計画策定委員会意見と対応について

### (1) 資料の修正について

※事務局で再度見直しを行ったものとなります。

No.	箇所	対応等	内容
1	当町 および みいだす 位置付け 又は、更に ほか誤植等	訂正	→本町 →及び →見いだす →位置づけ →または、さらに ほか文言を調整。
2	p 115～ 参考資料	追加	→参考資料として、景観計画の策定経過等を追記。
3	p 60～ 景観形成基準、届出 対象行為	修正	→町における勧告や事務手続き等を勘案して、必要箇所を修正。

### (2) 資料への追加、要望等

No.	意見	対応等	内容
1	p 18～19 ・格子状防風林の役割は以外と知られていない。独自の仕組みに関する図解があると良い。	追加	→格子状防風林の機能を説明する図を追記。
2	p 30 歴史資産 ・殖民軌道に触れる場合は、中標津市街地だけでなく計根別方面とも結びついていたことが分かるようにした方が良い。	修正	→殖民軌道跡を、図で表現。
3	p 32～34 歴史資産 ・樹木の部分は、建物、樹木と分けなくて、貴重なものはきちんと位置付けていくべき。神社も檀家が入り、コミュニティができた痕跡なので拾いなおした方が良い。 ・町では、指定木を指定している。	追加	→p30 殖民軌道と併せて、神社跡、旧西竹小学校旧校舎なども地図に図示。 →p32 中標津町保存樹木及び樹木群として、中標津町で指定する樹木と樹木群を追記。

4	<p>p 35</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町木の白樺、町花のリンドウの文言がないので、紹介する必要はあると思う。</li> <li>・言葉で入れるのは難しいので、写真を入れると良い。</li> </ul>	追加	<p>→町の木「シラカバ」、町の花「エゾリンドウ」の写真を追加。</p> <p>※伝成館付近の白樺並木は、正式には道立試験場敷地の白樺となる。</p>
5	<p>p 41～44</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中標津町はこれまで先進的にやってきている。平成9年からの行政の取り組み、というページを作っても良いのかもしれない。</li> </ul>	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働の景観まちづくりを支えてきた中標津町の取り組み」として、これまでの町の取り組みを掲載するページを追記。</li> </ul>
6	<p>p 59、110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道建築士会中標津支部とあるが、正式名称だと「一般社団法人」が入る。</li> </ul>	修正	<p>→ご指摘のとおり、法人格（一般社団法人）を追記し修正。</p>
7	<p>p 59</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆめの森公園の管理者は入れなくても良いのか。</li> </ul>	追加	<p>→（株）中標津都市施設管理センターを追記。</p>
8	<p>p 94 推進方策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各まちづくり協議会、各種NPO等活動団体とあるが、このような表現で良いのか。</li> <li>・「住」が地域住民ということだが、自治基本条例の中で、町民の定義がある。町外の人も町民活動として認めていただける。</li> </ul>	修正	<p>→自治基本条例でいう町民の定義を尊重し、「住」を「町（中標津町民）」とした。</p> <p>→旧「町」は「役（中標津町役場（行政）」と改めた。</p>
9	<p>p 97 推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育のところで、行政が関わる印が付いていないが、教育委員会が入らないのであれば、行政のところに色をつける必要がある。</li> </ul>	修正	<p>→教育委員会は町組織であるため、関連する主体例としては入れない。</p> <p>→p 97 文章中に、行政側の体制として教育委員会と連携を図る旨を追記。</p>

10	p 106 ・廃屋、廃工場など、景観を害するものについてチェックしていくという文言は必要ないのか。	修正	→空き家についての規制は景観条例では現時点では盛り込まない予定。特措法でやっていく考えである。 →協働の景観まちづくりで取り組んでいくことは考えられるため、p106に「空き家の把握及び修景・活用」を追記。
11	p 107 景観まちづくり団体 ・景観計画を契機とした景観まちづくりにおいて、色々な団体の定義が出てくるので、図解されていると分かりやすい。	追加	→p107「「景観まちづくり団体」形成の考え方を図で表現。
12	全体 ・景観計画書はページが多いため、リーフレット（概要版）を作ったほうが良い。	追加	→別途、概要版を作成。

### （3）パブリックコメント意見からの修正

※事務局で「付加・修正するもの」として判断したものとなります。

No.	意見	対応等	内容
1	【案を付加・修正するもの】 ・鉄道及び殖民軌道については、歴史資産として経路を「Ⅱ 中標津町の景観特性」に掲載すべき。	追加	→ p 30 歴史資産の地図に追記。
2	【案を付加・修正するもの】 ・ p 69 開陽台の「視界 330°」は武佐岳が 30° 地平線を遮るので差し引き 360° - 30° = 330° と認識しているが、この図では俣落・標津岳の方向を向いている。	—	→図示する 330° の方向を修正（武佐岳方面が空いているように修正）。

(4) 策定委員からの指摘事項

No.	意見	対応等	内容
1	P2 背景 2 7行目	修正	活動などが続いています。 →活動などが展開されています。
2	P11 5) ① 2行目	削除	生息している動物は～「植物」～ →削除
3	P16【農地政策の転換：その2】	修正	俣落地区を中心に →さらに俣落地区を中心に
4	p 16【農業景観を観光の～試み】 1行目	修正	町営授乳育成牧場 →町営乳牛育成牧場
5	p 16【農業景観を観光の～試み】 1行目	修正	全てが望むことができるように →文言修正に伴い、表現変更
6	p 17【農家がつくりだした景観：その2】	修正	農家の統廃合が起きました。 →統合的な取り組み
7	p 18 ②	修正	うち約1割弱を占めています。 →うち14.3%を占めています。
8	p 23 昭和21年頃	修正	その周辺で農家を立ち退かせて、 →その周辺で農家の協力を得て、
9	p 24 昭和46年頃	修正	農家の統廃合が進み、 →農地の統廃合が進み、
10	p 57 協働の景観まちづくり特性～景観まちづくり方針	修正なし	『景観まちづくりの日』を設定することを追加 →本節は方針を記載するページであり、『景観まちづくりの日』は景観まちづくりの推進方策となるため、具体的な方策としてp 97以降に掲載
11	p 62 全区域共通の景観形成基準	修正	景観特性が折り重なり、密接に →景観特性が織り成し、密接に
12	p 74 ほか 景観形成基準	修正	非行、犯罪、事故の防止 →非行、犯罪、 <u>交通事故等</u> の防止
13	p 87～93 景観協議会及び、景観審議会、景観整備機構の機能について	修正	『景観を損ねている廃屋、廃工場等、負の遺産（建造物をチェック、視察する』 という文言が必要ではないか →（2）-10で示した通り
14	p 97 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上	修正	『教育委員会』を加える。 →（2）-9で示した通り
15	p 97 同上	修正	行政、教育行政を加える →同上
16	p 102 推進方策）計根別市街地及びその他集落区域	追加	清掃、環境美化活動 → <u>道路、縁石等の雑草駆除活動</u>
17	その他、誤植等	修正	→適宜、修正

(5) 今後の参考となる意見等

No.	意見	対応等	内容
1	<p>p 88 景観重要樹木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定木はただ指定されているが、その維持管理をどうするのか。</li> <li>・町としては、民間のものなので相談して指定はしてもどうしてくれとは言えない。今後の課題になる。</li> </ul>	—	<p>→貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>P87以降は、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置としている。町としては、今後、協働のまちづくりの推進を重視したいため、町民の皆さんとも十分議論して決めていきたい。事務局で決めるということにはしたくない考えである。</p>
2	<p>パブリックコメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメがハードルの高いものだと感じた。もっと気楽に意見できるものになると良いと感じた。</li> </ul>	—	<p>→貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>町民の皆さんからの意見募集の手法については、より多くの皆さんからご意見を集められるよう、ご意見があったことを担当部署（総務部企画課）へ伝えます。</p>